

【特定事業者】

大東建託株式会社

本件賃貸人から賃借した駐車場等の「賃料」を税込価格で定める。



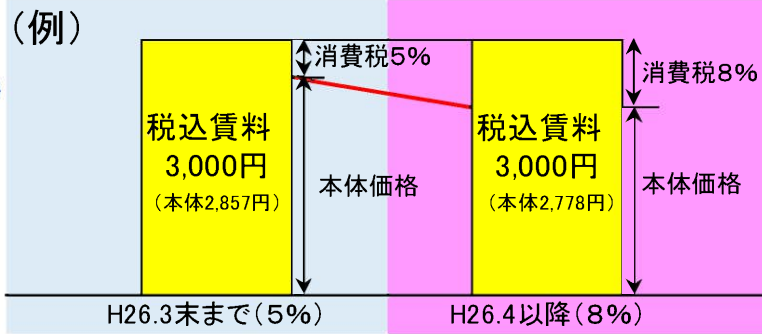
大東建託パートナーズ株式会社

税込転貸賃料^(注1)から運営管理費等^(注2)を差し引いた額を本件オーナーに支払う「借上賃料」として税込価格で定める。

(注1) 税込転貸賃料：大東建託パートナーズが本件オーナーから駐車場等を賃借し、これを利用者に転貸する際の賃料
(注2) 運営管理費等：大東建託パートナーズの運営管理等に係る費用

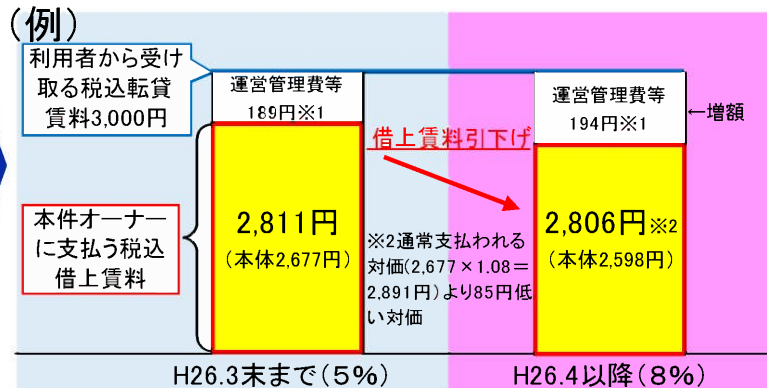
※違反行為※

本件賃貸人に対し，平成26年4月分以後も消費税率引上げ分を上乗せせずに賃料を支払った。



従来と同じ価格に据置き

本件オーナーに対し，平成26年4月分以後の借上賃料を，消費税率引上げ前の額よりも低い額で支払った。



従来よりも低い価格に引下げ

※1 運営管理費は、H26.4以降、消費税率引上げ分増額（本例に記載した運営管理費等の額は例示であって、実際の額とは異なる。）

本件賃貸人（約140名）

【特定供給事業者】

本件オーナー（約3万名）



※勧告の内容※

- 大東建託は，駐車場等の賃料を平成26年4月分に遡って速やかに，消費税率引上げ分を上乗せした額まで引き上げ，当該引上げ分相当額を支払うこと
- 大東建託パートナーズは，借上賃料を平成26年4月分に遡って速やかに，消費税率引上げ分を上乗せした額まで引き上げ，当該額と実際に支払った額との差額を支払うこと など

